

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE

01

2025

2025年1月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所
までお問い合わせください。



2025年4月施行の改正育児・介護休業法への対応

- ◆2025年度から支給率が低下する高年齢雇用継続給付
- ◆改めて確認する就業規則作成の意味
- ◆ストレスチェックの概要と活用

2025年4月施行の 改正育児・介護休業法への対応

2025年4月1日と10月1日の2回に分けて改正育児・介護休業法が施行されます。4月に施行される内容は、就業規則（育児・介護休業規程等）や労使協定の修正が必要なものと、会社として運用方法を決めておくべきものがあります。以下では、この双方について解説します。

規程等の修正が必要な改正

〔子の看護休暇の見直し〕

現在、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が取得できる「子の看護休暇」について、対象となる子の範囲が小学校3年生が修了するまでに拡大されます。また、休暇の名称が「子の看護等休暇」に変わり、取得事由として、これまでの①病気・けが、②予防接種・健康診断に、③感染症に伴う学級閉鎖等、④入園式、卒園式、入学式が加わります。

〔子の看護休暇・介護休暇の見直し〕

現在、労使協定を締結することで子の看護休暇および介護休暇を取得できる人から「継続雇用期間6ヶ月未満の従業員」が除外できますが、これが廃止されます。労使協定を締結している会社では、労使協定の見直しが必要です。

〔所定外労働の免除〕

3歳未満の子を養育する従業員が請求したとき、会社は所定労働時間を超える労働を命じることができません。これについて、請求可能となる従業員の範囲が小学校就学前の子を養育する従業員に拡大されます。

運用の整備が必要な改正

〔雇用環境整備〕

従業員の介護離職防止のために、介護休業・介護両立支援制度等に関し、会社は以下の①～④いずれかの措置を講じることになります。

- ① 研修の実施
- ② 相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の従業員の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の従業員へ利用促進に関する方針の周知

〔個別周知・意向確認〕

会社は、介護に直面したことを申し出た従業員に対し、制度等の内容や申出先、雇用保険の給付金についてを周知し、介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を個別に行うことが必要になります。

〔情報提供〕

従業員が介護に直面する前の早い段階（従業員が40歳になるとき等）に、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、介護休業制度等に関する事項を情報提供することが求められます。

これらの他に、3歳未満の子を養育する従業員や要介護状態の対象家族を介護する従業員がテレワークを選択できるようにすることが努力義務化されることなども盛り込まれています。広範な対応が求められるため、早めに準備に取り組むことをお勧めします。

2025年度から支給率が低下する 高年齢雇用継続給付

2025年4月1日から、雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給率が変更になります。今回は高年齢雇用継続給付のうちでも対象となる人が多い「高年齢雇用継続基本給付金」について、制度の概要と変更内容を確認します。

高年齢雇用継続基本給付金

高年齢雇用継続基本給付金とは、60歳に達したとき等の賃金額に比べ、その後に支給される賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に支給される給付金です。

支給要件を満たした被保険者がハローワークへ申請することにより、支給対象となる各月に支払われた賃金の最大15%の給付金が支給されます。なお、申請手続きは通常、会社を通じて行います。

給付金の支給対象者

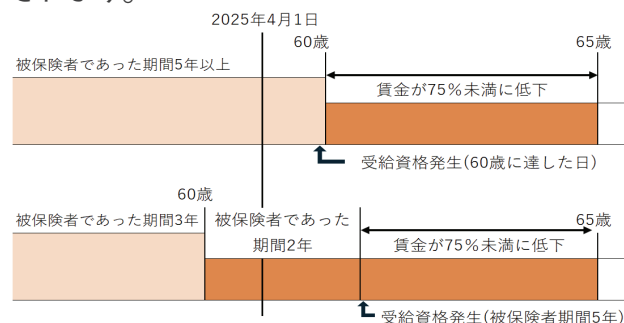
高年齢雇用継続基本給付金の支給対象となる人は、60歳以上65歳未満の一般被保険者であることに加え、被保険者であった期間が通算して5年以上あることが必要です。そのため、例えば57歳で退職してから基本手当等を受給し、58歳で再就職をした後に60歳に達したとしても、被保険者期間が5年未満の間は支給されません。

支給率の引き下げ

2025年4月1日以降は、現在の支給率の上限が引き下げられ、賃金の低下率が75%以上のときは支給されず、64%以下のときは10%となります。64%超75%未満のときには、0%～10%の間で賃金の低下率に応じた率が計算式により算出されます。

引き下げの対象者

支給率が引き下げとなる人は、2025年4月1日以降に60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない人はその期間が5年を満了することとなった日）を迎えた人です（図参照）。2025年3月31日までに受給資格が発生した人は、変更前の支給率が引き続き適用されます。



希望者全員 65 歳までの雇用義務化に人手不足も加わり、多くの企業で 60 歳以降の従業員が重要な戦力となっています。これに伴い、60 歳以降の賃金額の減額幅の見直しを進めるケースが増加しています。一方で、賃金額が低下している従業員にとって高年齢雇用継続基本給付金は生活に影響を与えるものでもあるため、特に今回の支給率の引き下げの対象となる従業員には制度の内容をしっかりと説明しておきましょう。

改めて確認する就業規則作成の意味

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

先日、途中で入社した従業員から就業規則を見せてほしいと言われました。当社ではイントラネットに公開しているので、その保存場所を伝え、見てもらったのですが、前職では印刷したものをもらっていたという話がありました。印刷して渡す必要があるのでしょうか。



社労士

会社には周知義務があり、従業員が見たいときに、いつでも見られるようにしておく必要がありますが、印刷して渡すことまでは求められていません。



なるほど。前職の会社では、なぜ印刷して渡していたのでしょうか？



就業規則は、従業員の賃金や労働時間などの労働条件、従業員に期待することや従業員として守らなければならない職場の規律などを明文化したものです。その会社で働くためのルールブックですから、会社としては、従業員に就業規則の内容をきちんと理解してもらうことが求められます。前職の会社では、就業規則の内容を従業員に知ってもらうために、渡していたのだと思います。



「知らない」と言われないためということですね。



そうかも知れませんが、会社のルールを深く知って欲しいという想いがあったのかも知れませんね。ルールの周知という点では、就業規則を印刷して渡すのもよいですが、入社時に就業規則を説明する時間を確保するという方法もあります。実際、入社時に総務から手続き等の説明をされる時間があると思いますので、その時間を長くして、就業規則の中でも重要な点は説明していくのもよいでしょう。



なるほど。従業員に守ってほしいこと等は、しっかり伝えたいと思いますので、入社時に時間を確保する方法が当社には良さそうです。



就業規則の内容も重要ですね。就業規則の規定が実際の取り扱いと違っては困りますし、最近の職場を取り巻く環境にも対応できているかも確認したいですね。例えば、情報管理においては、SNSなどの取り扱いルールなども定めておきたいところです。



ここ数年、当社の就業規則を見直していないので、一度点検した方が良さそうですね。



そうですね。新型コロナの感染拡大を経て、職場環境も大きく変わっていますので、就業規則を見直すにはよいタイミングではないかと思います。



確かにそうですね。早速、就業規則を確認してみたいと思います。

ONE POINT

- ① 就業規則は、会社で働くうえでのルールブックになるため、内容と実態が合っていること、時流にあっていることが求められる。そのため、定期的に見直す機会を設けるとよい。
- ② 就業規則の内容を理解してもらうために、例えば入社してきたときに、時間を確保して、会社が守ってほしいこと等、就業規則の内容を説明するという方法がある。

ストレスチェックの概要と活用

ストレスチェックは、常時50人以上の労働者を使用する事業場の実施が義務付けられているものです。常時50人未満の事業場については努力義務とされていますが、現在、この規模要件を撤廃し、すべての事業場で義務化する法改正に係る議論が行われています。以下では、ストレスチェックの概要と活用についてとり上げます。

ストレスチェックの実施

ストレスチェックを実施する主な目的は、労働者自身のストレスへの気づきを促し、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することにあります。

ストレスチェックは、常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回実施することになっています。義務となっていることは会社に対して、従業員にストレスチェックの受検の機会を与えることであり、実際にストレスチェックを受検するか否かは従業員の判断に委ねられています。

ストレスチェック受検後の流れ

ストレスチェックを受検した後、その結果は直接本人に通知され、本人の同意がない限りは会社に提供されることはありません。

ストレスチェック受検後に会社がやるべきことは、高ストレスと評価された労働者から、医師による面接指導の申出があった際に面接指導を実施することです。そして、医師による面接指導を実施した後、会社は必要に応じて就業上の措置を講じる必要があります。

ストレスチェックの活用

ストレスチェックには、労働者自身のストレスへの気づきのほかに、検査結果を集団分析し、職場環境の改善につなげることも目的に含まれていることから、厚生労働省も集団分析の実施を推奨しています。

集団分析は、原則10人以上を集計単位とする必要があります。部署の人数が10人を下回る場合は、複数の部署を合算して分析したり、分析を直接部門と間接部門としたりするなど、集計の単位を大きくして集計することが求められます。

集団分析については、会社の総務担当者だけでは結果の解釈が難しいことがあります。このような場合、例えば、外部の機関の産業保健総合支援センター（さんぽセンター）を活用し、メンタルヘルス対策促進員に集団分析結果の解釈等について助言をもらうという方法も考えられます。

ストレスチェックは2015年12月からスタートし、丸9年が経過しました。ストレスチェックはその必要性を伝えて、できるだけ多くの従業員に受検してもらえるようにしたいものです。そして、必要に応じて集団分析を行うなどして、職場環境の改善につなげていきましょう。

2024年の賃金改定状況を振り返る

2024年10月に、賃金引き上げ状況に関する調査結果^{*}が発表されました。ここではその結果から、産業別に2024年の賃金改定状況をみていきます。

引き上げ割合は91.2%

上記調査結果から、賃金改定状況（予定を含む）をまとめると、下表のとおりです。

調査結果全体の1人平均賃金を引き上げた・引き上げる（以下、引き上げた）企業の割合は、2024年は91.2%でした。この割合は、過去最高の数字です。2024年の1人平均賃金を引き下げた・引き下げる（以下、引き下げた）は0.1%、賃金改定を実施しないが2.3%、未定が6.4%となりました。

産業別の状況

産業別の状況について、2024年の引き上げた割合をみると、電気・ガス・熱供給・水道業が

100%となり、建設業、製造業、金融、保険業も95%を超えました。引き下げた企業があったのは、情報通信業と宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業でした。改定を実施しない割合は、運輸業、郵便業が10%を超えました。未定の割合は、生活関連サービス業、娯楽業と運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業が10%を超えています。未定の割合が高い産業の場合、調査実施後に賃金引き上げ企業の割合が高まる可能性があります。

地域別最低賃金を1,500円にする政府目標の下、今後も大幅な最低賃金の改定が続くものと思われます。企業にとっては、こうした改定による人件費の増加に対応するための体質強化が求められます。

産業別の賃金改定状況（%）

	引き上げた		引き下げた		改定を実施しない		未定	
	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年
全体	89.1	91.2	0.2	0.1	5.4	2.3	5.3	6.4
建設業	99.7	99.7	0.3	-	-	0.3	-	-
製造業	97.4	98.7	0.3	-	1.6	0.4	0.7	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	92.9	100.0	-	-	-	-	7.1	-
情報通信業	91.8	91.7	-	0.4	1.9	1.7	6.3	6.2
運輸業、郵便業	71.0	74.4	-	-	14.5	11.7	14.5	13.9
卸売業、小売業	89.2	91.1	0.1	-	5.4	0.0	5.4	8.9
金融業、保険業	91.0	95.1	0.3	-	1.7	-	6.9	4.9
不動産業、物品賃貸業	92.3	93.9	-	-	5.4	1.8	2.2	4.3
学術研究、専門・技術サービス業	91.4	91.6	-	-	4.3	1.9	4.3	6.5
宿泊業、飲食サービス業	77.4	82.2	1.1	1.1	8.1	6.3	13.4	10.4
生活関連サービス業、娯楽業	79.4	76.2	-	-	12.4	7.7	8.2	16.1
教育、学習支援業	85.4	87.8	-	1.0	6.1	3.7	8.5	7.5
サービス業（他に分類されないもの）	86.9	85.6	-	-	8.7	3.0	4.4	11.4

厚生労働省「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

^{*}厚生労働省「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

2024年7月～8月にかけて、産業、企業規模別に抽出した常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業3,622社を対象に行われた調査です。

有効回答率は49.2%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/24/index.html>

中小企業の事業承継の意向

新しい年を迎える時期になりました。自社の将来などを検討する経営者もいらっしゃるでしょう。ここでは、経営者にとって最も重要な判断である事業承継に関するデータをご紹介します。

60歳代の社長が26.2%に

中小企業庁の調査結果*から、2023年6月時点の中小企業の社長（個人事業主含む）の年代別割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】社長の年代別割合（%）

20歳代以下	0.1
30歳代	1.9
40歳代	13.7
50歳代	25.5
60歳代	26.2
70歳代	25.0
80歳代以上	7.6

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」より作成

60歳代が26.2%で最も高く、50歳代と70歳代も25%台となりました。50～70歳代で全体の75%程度を占めています。

設立時期別の承継意向

次に中小法人企業の設立年別に、事業承継の意向をまとめると表2のとおりです。

調査結果計では、今はまだ事業承継を考えていないが45.0%、親族内承継を考えているが30.8%となりました。

設立年別の事業承継を考えている回答の中では、親族内承継の割合が2016年を除いて最も高くなりました。中でも1995年以前設立の企業では、30%を超えています。

事業承継は経営者にとって最も重要な経営判断になります。後継者の育成などの準備も必要で、実際の承継には長い期間が必要になります。経営者の年齢と事業の現状を考え、早めに取り組むことが求められます。

【表2】法人企業の設立年別事業承継の意向（%）

事業承継の意向	設立年	計	2019年以降	2018年	2017年	2016年	2006～2015年	1996～2005年	1986～1995年	1985年以前
親族内承継を考えている		30.8	19.7	19.1	18.3	13.6	21.1	28.0	32.2	38.0
役員・従業員承継を考えている		6.8	7.2	4.6	7.1	4.1	5.3	8.4	6.3	7.2
会社への引継ぎを考えている		1.6	2.1	0.7	0.5	0.8	1.2	1.7	1.5	1.9
個人への引継ぎを考えている		0.6	0.4	1.2	0.4	0.4	0.8	0.5	0.5	0.5
上記以外の方法による事業承継を考えている		2.2	1.8	1.3	5.6	0.5	2.4	3.3	2.1	1.8
現在の事業を継続するつもりはない		10.9	12.6	5.6	9.0	17.2	9.6	10.2	14.4	9.9
今はまだ事業承継について考えていない		45.0	52.0	66.8	58.6	61.8	58.1	46.5	40.5	38.3
その他		2.1	4.2	0.7	0.6	1.6	1.4	1.4	2.5	2.5

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」より作成

*中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」

総務省の「経済センサス基礎調査」等の結果をもとに抽出した、全国の中小企業約11万社を対象にした調査で、2024年7月末に発表されました。有効回答率は41.7%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001219980&cycle=7&year=20230>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

01 還付申告(所得税の確定申告)の受付開始



所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

02 固定資産税の償却資産に関する申告



2025年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市町村へ申告します。納付税額は市町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に、後日通知されます。

03 個人の県民税・市町村民税等の納付(普通徴収、第4期分)



普通徴収(第4期分)の個人の道府県民税・市町村民税・森林環境税の納付月です。納期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

04 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付



2025年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2025年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれ有無の確認をしましょう。また、2024年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。

05 法定調書や給与支払報告書の提出



毎年1月は法定調書や給与支払報告書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書などがあります。各々、税務署や市区町村への提出の要件が定められています。手引などを確認の上、提出しましょう。

06 労働者私傷病報告等の電子申請義務化



2025年1月1日から、労働者私傷病報告や定期健康診断結果報告など、労働安全衛生関係の一部の手続きにおいて、電子申請が義務化されます。

07 4月入社の内定者への情報提供



内定者に対しては、入社までのスケジュールや入社に必要な書類についての連絡を行い、入社の手続きをしておいてもらうようにしましょう。